

国見町国民健康保険

平成31年度の保険税率は『市町村標準保険税率』と同じになりました

※平成31年度の税率は引き下げとなり、世帯当たり・1人当たりの平均保険税額は前年度より減額となります

■国保制度改革2年目

平成30年4月新国保制度改革がスタートしました。新制度では、福島県が国保の財政運営を担い、①各市町村国保が支払う『医療費』は、県から町に交付される「普通交付金」で賄われます。また、市町村国保は、②県が決定した「国保事業納付金」について保険税を財源として県に納付します。つまり、「国保事業納付金」を賄うために、課税される保険税総額や保険税率を算定することになります。県が財政運営を担うことで、医療費の増減による保険税への影響を抑えることが期待されています。

■平成31年度の国保納付金は『減少』

国保制度改革2年目となる平成31年度の県への納付金が減少しました。主な要因を見てみると

① 1人当たり医療費 ⇒ 県内でも低い水準	<ul style="list-style-type: none"> ・全国平均の約86%と低い水準 ・県内59市町村で低い方から4番目
② 1人当たり所得額 ⇒ 県平均より高い水準	<ul style="list-style-type: none"> ・県平均と比較して約10%上回る ・平成30年分の所得額が前年度を上回る
③ 国保税の収納率 ⇒ 県内でも高い水準	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度の収納率が98.4% ・県内59市町村で高い方から7番目

■平成31年度保険税率の改正（引き下げ）

平成31年度の納付金が減少したことから、県が目安として示している『市町村標準保険税率』を採用しました。加えて、1人当たり所得額が伸びていることから応能割（所得割）と応益割（均等割、平等割）の割合を、50：50から56：44に変えることで低所得者の保険料負担にも配慮しています。

	医療分	支援金分	介護分
所得割	5.72%	2.59%	2.24%
均等割	19,300円	8,700円	9,800円
平等割	14,000円	6,300円	4,400円
課税限度額	61万円※	19万円	16万円

※医療費分の課税限度額引上げ58万円 ⇒ 61万円
（支援金分19万円、介護分16万円は前年同額）

■平成31年度平均保険税額（1人あたり△8.5%）

国保の保険税額は①医療分と②後期高齢者医療支援金分 ③介護保険納付金分の3つの合計額となります。前年度との比較では、医療分は12.6%の減に、後期高齢者支援金分は2%程度の減になりましたが、介護納付金分は介護給付費が伸びている状況から9.2%程度の増加となり、合計で8.5%の減となっています。

1世帯及び1人当たりの平均保険税負担額（年額）

	医療分		支援金分		介護分		合計	
	1世帯	1人	1世帯	1人	1世帯	1人	1世帯	1人
31年度	102,614円	54,476円	44,954円	23,865円	30,902円	25,951円	161,544円	85,760円
30年度	119,667円	62,305円	46,802円	24,367円	28,690円	23,763円	179,934円	93,683円
増減額	△17,053円	△7,829円	△1,848円	△502円	2,212円	2,188円	△18,390円	△7,923円
増減率	△14.3%	△12.6%	△3.9%	△2.0%	7.7%	9.2%	△10.2%	△8.5%

■保険税の軽減判定所得の見直し

国保税の均等割額と平等割額が所得に応じて軽減される措置について、同一世帯の被保険者及び世帯主の総所得金額の合計額が次の所得の基準を満たす場合に軽減されます。

	平成30年度	平成31年度
7割軽減	基礎控除額（33万円）以下	基礎控除額（33万円）以下
5割軽減	基礎控除額（33万円）+27.5万円×被保険者数※	基礎控除額（33万円）+28万円×被保険者数※
2割軽減	基礎控除額（33万円）+50万円×被保険者数※	基礎控除額（33万円）+51万円×被保険者数※

※被保険者には、同じ世帯の中で国保から後期高齢者医療制度に移行した方も含まれます。

■国民健康保険税 計算モデルケース

世帯構成 世帯主（45歳）、妻（42歳）、子（18歳）、子（15歳）の4人家族
収入等 給与 400万円（世帯主）、所得266万円（基準額233万円）

【医療分】		31年度	30年度
所得割額	233万円（266万円-33万円）【基礎控除額】×5.72%	=133,276円	145,392円
均等割額	19,300円×4人	=77,200円	96,000円
平等割額	14,000円×1世帯	=14,000円	20,800円
合計	（100円未満は切り捨て）	224,400円	262,100円

【支援金分】		31年度	30年度
所得割額	233万円（266万円-33万円）【基礎控除額】×2.59%	=60,347円	58,716円
均等割額	8,700円×4人	=34,800円	36,800円
平等割額	6,300円×1世帯	=6,300円	8,400円
合計	（100円未満は切り捨て）	101,400円	103,900円

【介護分】		31年度	30年度
所得割額	233万円（266万円-33万円）【基礎控除額】×2.24%	=52,192円	43,105円
均等割額	9,800円×2人	=19,600円	18,400円
平等割額	4,400円×1世帯	=4,400円	5,400円
合計	（100円未満は切り捨て）	76,100円	66,900円

【31年度の合計】医療分と支援金分と介護分の合計

224,400円+101,400円+76,100円=401,900円

（30年度税率の場合）

262,100円+103,900円+66,900円=432,900円

■納付義務者と納付方法

国民健康保険税の納税義務者は世帯主となります。世帯主が国民健康保険に加入していない場合でも、家族に国民健康保険被保険者がいる場合、世帯主が納税義務者となります。納付方法は①年金天引き ②納付書（現金） ③口座振替の3通りとなります。納税通知書をご確認ください。

～忘れずに納期限内に納めましょう～

●東日本大震災の避難者等の国民健康保険税の減免などの措置が令和2年3月末まで延長されました。

※国見町国民健康保険税が今年度の4月に遡って改正となるため表記を平成31年度で統一しています。